

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四
- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 四
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 五
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 五
- 保安林の指定を解除する件 五
- 道路の路線の認定の公示内容を変更する件 五
- 道路の区域を変更する件三件 五
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 六
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 七
- 一般競争入札を行う件 七
- 都市計画事業の認可の告示があった件 七
- 落札者を決定した件 七
- 福島海区漁業調整委員会 八
- すくい網漁業について指示する件 八
- こうなご電気棒受網漁業について指示する件 八
- 昭和三十四年八月三十一日付け号外第七十号中 八
- 平成十七年六月二十四日付け号外第四十九号中 八
- 平成十八年三月十七日付け号外第六号中 八

## 告 示

福島県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
うさぎ薬局 とやの店	福島市鳥谷 野字宮畑六 五―二	クオール株 式会社	東京都港区虎ノ 門四―三―一 城山トラストタ ワー三七階	平成二六年 一月一日	居宅療養 管理指導
うさぎ薬局 野田町店	同 市野田 町一―三― 五四	同	同	同 日	同
ハッピー愛 ランドやの めデイサー ビス	同 市南矢 野目字上戸 ノ内一三一	社会福祉法 人北信福祉 会	福島県福島市南 矢野目字才ノ後 六一二	同 年 一月一日	通所介護 介護予 防通所介 護

（社会福祉課）

### 福島県告示第七十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十七年一月三十一日救急病院として認定した。

平成二十七年二月十日

名称 所在地 福島県知事 内堀雅雄  
 独立行政法人労働者健康福祉 認定有効期限  
 機構福島労災病院 いわき市内郷綴町沼尻三番地 平成三〇年一月三〇日  
 （地域医療課）

### 福島県告示第七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年二月十日から同年六月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ザ・ビッグ郡山喜久田店 福島県郡山市喜久田東原土地区画整理地四十街区一ほか
- 二 変更しようとする事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
（変更前）午後九時  
（変更後）午後九時四十五分
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
（変更前）午前六時三十分から午後九時三十分まで  
（変更後）午前六時三十分から午後十時まで
  - 三 変更しようとする年月日  
平成二十七年二月十七日
  - 四 届出年月日  
平成二十七年一月二十九日
  - 五 届出をした者  
有限会社テム産業

（商業まちづくり課）

**福島県告示第八十号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年二月十日から同年三月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

**福島県告示第八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
南会津郡只見町大字荒島字三田山四九〇の三（次の図に示す部分に限る。）、大字小川字滝ノ曾根一二三三の八（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- 三 解除の理由  
道路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**福島県告示第八十二号**

県道の路線を認定する件（昭和三十四年福島県告示第七十七号）の公示内容を次のように変更する。

平成二十七年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

傍線部が変更箇所である。

整理番号	変更後		変更前	
	路線名	起 点	起 点	終 点
一三四	県道久之浜港線	いわき市久之浜港	いわき市久之浜港	いわき市久之浜町久之浜港
一三〇	県道折木	双葉郡広野	双葉郡広野	双葉郡広野

二四一	筒木原久 之浜線	町折木	双葉郡浪江 町立野字仲 ノ森	同 郡同 町加倉	筒木原久 ノ浜線	町折木	双葉郡浪江 町中ノ森	同 郡同 町加倉
	いわき市久 之浜町				いわき市久 之浜町			

(道路計画課)

福島県告示第八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道古殿 須賀川線	須賀川市狸森字下竹ノ 内一五番三地从先から 同 市狸森字下竹ノ 内一五番三地先まで	変更前 変更後	二八・八ノ 六三・九 二七・三ノ 四一・九	一四〇・〇 一四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十七年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道古殿 須賀川線	石川郡玉川村大字北須 釜字山田一七八番一五 七地先から 同 郡同 村大字北須 釜字鉦田四九番一五三 地先まで	変更前 変更後	一八・八ノ 七一・四 一八・八ノ 五八・〇	一一二・七 一一二・七

(道路計画課)

福島県告示第八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年二月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道皿貝 勿来停車場 場線	いわき市田人町黒田字 天ノ川一九六番一地从先 から 同 市田人町黒田字 天ノ川一九六番四地先 まで	変更前 変更後	一一・〇ノ 二六・〇 一三・〇ノ 五一・〇	七一・〇 七一・〇

(道路計画課)

福島県告示第八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十七年二月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 猪苗代町  
二 都市計画事業の種類及び名称 猪苗代都市計画道路事業 三・四・二号 猪苗代中央線  
三 事業施行期間 平成二十三年二月二十五日から平成三十年三月三十一日まで  
四 事業地  
取用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし

(まちづくり推進課)

## 公 告

### 公告第三十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年二月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年一月二十七日
- 二 名称  
特定非営利活動法人飯豊A G C
- 三 代表者の氏名  
平野 茂夫
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県喜多方市山都町三津合字堰沢三百二番地の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、山岳愛好家を中心に霊峰飯豊連峰の山岳活動に関する事業と一般公衆に対して地域の文化、芸術の振興に関する事業を行い、もって環境保護、文化、スポーツの振興、災害救援に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

### 公告第32号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年2月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 履行期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
  - (4) 履行場所 福島県庁(福島県福島市杉妻町2番16号)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
  - (4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。

- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS (JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)) 認証を取得している者又は同一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年3月6日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県総務部財務総室税務システム課  
電話024-521-7731  
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年3月6日(金)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において平成27年2月10日(火)から同月27日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月11日(水)を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布  
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。  
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。  
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。  
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成27年2月27日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所  
(1) 日時 平成27年3月25日(水)午前10時  
(2) 場所 福島県自治会館3階303会議室(福島県福島市中町8番2号)  
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年3月24日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金  
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。  
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 入札の効力  
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成27年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。  
なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 10 その他  
(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
(4) 契約書作成の要否 要  
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary  
(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and Operation

- of Taxation System for Fukushima Prefectural Government 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 25 March 2015
  - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 24 March 2015
  - (4) Contact point for the notice : Taxation System Division, Finance Office, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7731  
( 税 務 シ ス テ ム 課 )

**公告第三十三号**  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月十日

福島県知事 内堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称	実施者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県中都市計画道路事業三・四・百十一号東部幹線及び三・四・百五十四号荒井郡山線	福島県	郡山市清水台一丁目六番二十一号 福島県県中建設事務所	収用の部分 更なし 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公告第34号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年 2月10日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
「食品と放射能 Q & A」の印刷製本業務 予定数量 700,000部
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年12月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
藤庄印刷株式会社 山形県山形市あこや町三丁目18番30号
- 5 落札金額  
1部当たり22.85円（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年11月7日

（入札用度課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十七年二月十日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならぬ。ただし、家用釣り餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成二十七年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三月一日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

(1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百

一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域

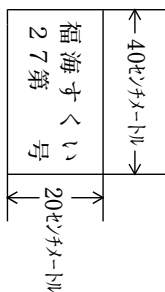
(2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中

央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(1)の海域及び最大高

潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



- 3 操業の協定  
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 4 漁獲成績の報告  
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 5 承認の取消し  
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 6 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、平成二十七年三月一日から平成二十八年二月二十九日までとする。

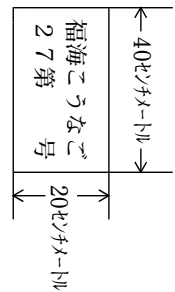
福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十七年二月十日

福島海区漁業調整委員会  
会長 新妻 芳弘

- 一 操業の承認  
こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。
- 二 承認の対象漁船  
こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。
- 三 操業期間  
操業期間は、平成二十七年四月一日から同月三十日までとする。
- 四 制限又は条件  
1 操業の禁止区域  
次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域）  
2 承認証の備付け及び標識の表示  
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



- 3 操業の協定  
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
- 4 漁獲成績の報告  
操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。
- 5 承認の取消し  
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 6 指示の有効期間  
この指示の有効期間は、平成二十七年三月一日から平成二十八年二月二十九日までとする。

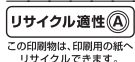
正 誤

ページ	段	行	正	誤
一八		三〇及 び三一	井手	井出
三	下	一	久ノ浜停車場	久之浜停車場
三	下	一八	小高区大田和字中ノ内	小高区中ノ内

○昭和三十四年八月三十一日付け号外第七十号中

○平成十七年六月二十四日付け号外第四十九号中

○平成十八年三月十七日付け号外第六号中



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】

発行所 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷